

大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る宿泊事業者の施設整備を支援することにより、観光需要の回復を推進するため、効果的な施設整備を行う者に対し、大山町宿泊施設整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大山町補助金等交付規則（平成 17 年大山町規則第 46 号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大山町内に事業所を有する法人若しくは団体又は町内に住所を有する個人
 - (2) 大山町内に所在する宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する旅館業を行う施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行っている施設及びこれに類する施設を除く。）をいう。以下同じ。）を営業する者
 - (3) 旅館業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな
- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している宿泊施設を営業する者
 - (2) 補助対象経費を同一とする他の補助金を受けている者又は受けようとする者
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）以下同じ。）と密接につながりのあると認められる者

(補助事業及び補助対象経費等)

第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表 1 に掲げるもののうち、第 1 条の趣旨に沿うものとして必要と認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としな

- (1) 町内施工業者（町内に本店又は支店若しくは店舗を有する法人又は個人をいう。）に発注していない経費
 - (2) 補助対象者が自ら行う補助事業に要する経費
 - (3) 改修工事を伴わない建物の解体工事に要する経費
 - (4) 専ら宿泊施設の用に供しないものの経費
 - (5) その他町長が適当でないと認める経費
- 3 補助金の交付は、同一の宿泊施設につき 1 回限りとする。
- 4 住宅及び宿泊施設が一体となっている場合における補助対象経費は、宿泊施設の部分に

係る額（全体の経費に、建物の延床面積に占める宿泊施設部分の床面積の割合を乗じて得た額）とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、同一の宿泊施設につき400万円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、令和2年6月1日から令和3年2月28日までとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 補助対象経費の積算根拠となる資料（見積書の写し等）
- (4) 宿泊施設全体の写真及び補助対象経費に係る部分の現況写真
- (5) 旅館業法の許可書の写し
- (6) 納税確認同意書
- (7) 誓約書
- (8) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付決定等）

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う補助対象者からの口頭説明により、補助金の交付の可否を決定し、大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

3 事業の着工は、第1項の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着工する場合は、補助対象者は宿泊施設整備支援事業の補助金交付決定前着工届（様式第3号）を提出するものとする。この場合において補助対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了承のうえで行うものとする。

（申請事項の変更承認）

第7条 規則第11条第1項の規定に基づき町長の承認を受けようとするときは、大山町宿泊施設整備支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出をしなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない軽微な変更については、こ

の限りではない。

- (1) 変更収支予算書
- (2) 補助対象経費の積算根拠となる資料（見積書の写し等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前条第1項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第8条 規則第18条の規定による実績報告は、補助事業完了後30日以内又は交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、大山町宿泊施設整備支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 事業の実施状況が確認できる写真及び書類
- (4) 領収書等の写し又は支払を証明する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び請求）

第9条 町長は、前条の報告を受けた場合は、補助金規則第14条の規定に基づき報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助対象者に対して速やかに通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金の額の確定を行ったのち、補助対象者から大山町宿泊施設整備支援事業補助金請求書（様式第7号）の提出に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

2 前項に規定する概算払を受けようとする補助事業者は、宿泊施設改修等支援事業補助金概算払請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（帳簿等の保存期間）

第11条 補助対象者は、当該補助事業に係る帳簿及び書類を、当該補助事業完了の日から起算して、10年を経過する日の属する町の会計年度末日まで保存しなければならない。

（補助金の返還等）

第12条 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、町長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により町長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

- (1) この告示に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付に関し虚偽の申請又は不正の行為があったとき。
 - (3) 補助金の交付の対象となった宿泊施設を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年以内に廃止又は処分するとき。
 - (4) その他町長が特に適当でないと認めたとき。
- (その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

2 この告示の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成25年大山町条例第31号)を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費
(1) 宿泊施設の設備を新設する事業	ア 宿泊施設の客室に浴室及びトイレを新設するのに要する経費 イ 上記の設備に付帯する工事に要する経費 ウ その他町長が適当と認める経費

大山町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付申請書

大山町宿泊施設整備支援事業補助金を受けたいので、大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、交付要件を確認するため、町税等の納付状況について公簿確認されることを承諾します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 補助対象経費の積算根拠となる資料(見積書の写し等)
- (4) 事業着手前の現況写真
- (5) 旅館業法の許可書の写し
- (6) 納税確認同意書
- (7) 誓約書
- (8) その他町長が必要と認める書類

事業計画書

1. 宿泊施設の概要

施設の名称（屋号）			
施設の住所			
客室数	室	収容可能人数	人
建築年	年	建築構造	
延床面積	m ²	従業員	人

2. 事業実施期間

事業実施期間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日
--------	-------------------

3. 対象宿泊施設の概要

	(写真等添付)
補助事業の内容	(現状と事業実施後どう変わるのかなど具体的に)
他の補助金等の適用	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無

4. 経営計画

①宿泊者数の現状と目標		
	宿泊者数	稼働率
現 況	人／年	稼働率／年
目標（3年後）	人／年	稼働率／年

※現況数値は、前年の1月～12月までの値とする。

②経営の現状と課題設定

③目標を達成するための具体的取組内容（補助対象事業以外の取組を含む）

位 置 図	概 要 図

5. その他特記事項

事業収支予算書

全体事業費		円
補助対象経費		円
補助金申請額		円

1 収入

(単位：円)

経費区分	金額	備考
大山町補助金		
自己資金		
その他()		
合計		

2 支出

(単位：円)

経費区分	金額	積算根拠等
合計		

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者 様

大山町長

印

大山町宿泊施設整備支援事業補助金の交付(不交付)決定について(通知)

年 月 日付けで申請のあった大山町宿泊施設整備支援事業補助金については、大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付する(しない)ことに決定したので通知します。

記

(交付する場合)

- 1 大山町宿泊施設整備支援事業補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けによる申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額

- 3 補助金の交付を受けた者は次の条件に従わなければならない。
 - (1)
 - (2)

(交付しない場合)

- 1 不交付の理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表するものは大山町長となります。)、提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

大山町宿泊施設整備支援事業の補助金交付決定前着工届

大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱に基づく事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので届出ます。

記

1 交付決定前着工理由

--

- 2 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担するものとする。
- 3 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 4 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

大山町宿泊施設整備支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大山町宿泊施設整備支援事業補助金の交付の変更を受けたいので、大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 補助金の変更申請額

交付決定額 金 円
変更申請額 金 円

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更収支予算書
- (2) 補助対象経費の積算根拠となる資料(見積書の写し等)
- (3) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

大山町宿泊施設整備支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた大山町宿泊施設整備支援事業が完了したので大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円
精算額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 事業の実施状況が確認できる写真及び書類
- (4) 領収書等の写し又は支払を証明する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

事業実績書

1 申請者

申請者名			
住所			
担当者名		電話番号	

2 事業を実施した宿泊施設の概要

名称			
所在地			
事業実施期間	年	月	日 ~ 年 月 日
補助事業の内容			

3 今後の事業展開

--

4 その他特記事項

事業収支決算書

全体事業費		円
補助対象経費		円
補助金申請額		円

1 収入

(単位：円)

経費区分	金額	備考
大山町補助金		
自己資金		
その他()		
合計		

2 支出

(単位：円)

経費区分	金額	積算根拠等
合計		

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者 様

大山町長

印

大山町宿泊施設整備支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった大山町宿泊施設整備支援事業補助金について、
下記のとおり額を確定しましたので、大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の
規定により通知します。

記

交付決定額	金 円
条件	

- (注) 1 補助金の交付額は、補助事業の終了後、補助金実績報告書の提出を受けてから確定します。
補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書を提出してください。
- 2 補助事業の内容を変更するとき又は中止するとき、あらかじめ連絡をしてください。
- 3 補助事業の実施状況をお尋ねする場合があります。
- 4 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、補助金の交付決定の
取り消し又は補助金の返還を求めることがあります。

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

大山町長 様

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

大山町宿泊施設整備支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付額の確定を受けた大山町宿泊施設整備
支援事業補助金として、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 金 円

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

大山町宿泊施設整備支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、
次のとおり大山町宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

補助対象事業の名称	大山町宿泊施設整備支援事業
補助金の概算払請求金額	円
補助金の概算払請求理由	